

## 公式立会人規定

### 1. 目的

この規定は、公式立会人に係る事項について定める。

### 2. 公式立会人の認定

- A. F A I (Federation Aeronautique Internationale) 正会員である一般財団法人 日本航空協会（以下「航空協会」と略す）会長は、F A I スポーツ規定に定める Official Observer（以下「公式立会人」という）を認定する。
- B. 認定の証明は、申請者に公式立会人認定証 様式 1 を交付することによって行う。

### 3. 公式立会人

- A. 公式立会人は、F A I スポーツ規定および航空協会規定に基づいて行われる競技会や記録および記章（バッジ）の証明をする飛行等に、必ず直接立会わなければならない。
- B. 公式立会人は、F A I スポーツ規定および航空協会規定に従って成績証明をしなければならない。
- C. 公式立会人は、本規定 5 項の事象を確認した後、連署することにより証明できる。

### 4. 臨時の公式立会人

臨時の公式立会人は、公式立会人登録簿への登録はされないが、本項 A, B に定める範囲に限り、公式立会人と同等の証明ができる。

- A. 勤務中の航空交通管制官による、離陸、出発線、到着線、旋回点、通過点および着陸の証明
- B. 世界選手権、大陸選手権または日本選手権等 F A I または日本航空協会が公認した競技会における競技委員長による、その大会で樹立された成績の証明

### 5. 証人

- A. 公式立会人の管理範囲外で起こった事実の証明は、本規定 9 . A . ( 6 ) 項を満たす証人 2 名が、所定の書類に署名または記名捺印、更に住所、電話番号を記載した証拠をもって成立する。
- B. 曳航機機長は、その飛行の曳航離脱点を証明できる。

### 6. 公式立会人認定証

公式立会人認定証 様式 1 は下記の事項を含む。

- ( 1 ) 認定番号
- ( 2 ) 公式立会人の氏名
- ( 3 ) 対象種目
- ( 4 ) 記録の種類
- ( 5 ) 認定期間
- ( 6 ) 実施場所（実施場所が限定されている場合のみ）
- ( 7 ) その他

### 7. 認定期間

公式立会人の認定期間は証明を要する挑戦が行われる期間に限定する。

### 8. 認定番号

公式立会人の登録番号は、日本航空協会発翰番号とする。

## 9. 申請者資格要件

### A. 資格要件

公式立会人の認定をうけようとする者は、本項（１）～（６）に定める全ての事項を満足していなければならない。

- （１）F A I スポーツ規定および航空協会の規定をよく理解し、競技会、記録および記章（バッジ）飛行を証明する能力を有し、公正かつ厳正に処理する。
- （２）当該航空スポーツについて５年間以上の経験を有する。
- （３）認定申請当日３０才に達している。
- （４）有効なスポーティングライセンスを所持している。
- （５）航空協会会長が指定した研修を受講している。
- （６）公式立会人は、記録に挑戦する者（以下「挑戦者」という）との間に、本項（a）から（e）項のいずれの項目にも該当していない。
  - （a）記録挑戦の実行計画者または実行協力者の一員
  - （b）成功報酬を得る者
  - （c）挑戦者のスポンサー、またはそのスポンサーにより雇用された者
  - （d）挑戦者が経営する会社の社員、または挑戦者の直属の上司または部下

（e）本項（a）から（d）項のいずれかと類似の関係を有し、公正な証明を行う点において疑問をもたれる者

B. 前項A.（１）から（５）までの規定にかかわらず、航空協会会長が特に認めた者は、同（６）項（a）から（e）までのいずれかに該当しない場合に限り資格を有する。

C. 本規定１１項に係わる公式立会人認定の取消しを受けた者は、取消し通知日より４年以上経過していなければならない。

## 10. 申請手続き

公式立会人認定申請の手続きをしようとする者は、公式立会人認定申請書 様式２に航空スポーツ経歴書を添付して航空協会会長宛提出する。

### 11. 取消しおよび返納

A. 航空協会会長は、公式立会人が本項（１）または（２）に該当する場合は、その登録を取消することができる。

- （１）証明書類の虚偽証明、またはF A I スポーツ規定および航空協会規定に対する重大な違反行為があった場合
- （２）公式立会人として業務を行うにあたり、重大な過失または著しい社会規範違反があった場合

B. 公式立会人は、認定を取消されたとき、すみやかに公式立会人認定証を航空協会会長へ返納しなければならない。

### 12. 立会いの拒否

公式立会人は、無資格挑戦者の飛行、または関係書類および器材装置に不備のある場合は、立会いを拒否しなければならない。

### 13. 研 修

A. 公式立会人は、証明業務の円滑公正な実施が図れるように、F A I スポーツ規定および航空協会規定の学習に努めるものとする。

B. 公式立会人は、航空協会会長が指定した研修を受けなければならない。

### 14. 立会料

公式立会人は、成績証明のための立会料を制定し、受領することができる。

15. 費用請求

公式立会人は、立会いに必要な旅費、宿泊費、その他経費の実費を挑戦者または主催者に請求することができる。

付 則

1. この規定は、2001年6月5日から実施する。